

企画公募公告

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家において、下記のことについて、公募を実施します。

記

1. 公募に付する事項

- (1) 契約件名 国立大隅青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務一式
- (2) 契約内容等 公募要領による。
- (3) 契約期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日
(ただし、契約期間満了の日の3か月前までに発注者又は受注者から契約期間を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長5年間とする。)

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (エ) 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (4) 公募等に公募又は公示された事項に基づき、公募要領において示した提出書類を

提出した者であること。

(5) 当機構が公募要領等で指定する内容等を満たす者であること。

3. 仕様書の交付方法

本公告の日から独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家総務・管理係にて交付する。

4. 企画提案書の提出方法等

(1) 提出方法：5部を持参又は郵便（配達記録の残るものに限る。）することとする。

(2) 提出期限：令和8年3月2日（月） 17時必着

(3) 提出先：国立大隅青少年自然の家総務・管理係

5. 選定方法等

別に定めた審査基準及び公募要領等に基づき、選定委員会において行う。

6. 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

名 称 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家総務・管理係

所在地 郵便番号 〒891-2396 鹿児島県鹿屋市花里町赤崩

電話番号 0994-46-2222

7. その他

本件に関するその他必要事項については、公募要領によるものとする。

令和8年2月10日

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立大隅青少年自然の家

所 長 吉 松 純 昭



清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式に関する公募要領

件 名：国立大隅青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

1. 設置要領

受託者は、公募をする独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家の施設内に自動販売機を設置し、清涼飲料水等の提供及び管理を行うものとする。

2. 自動販売機の設置場所及び利用者月別数

別紙のとおり

3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第３条及び第４条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）

（ア）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

（イ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（ウ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（エ）契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（オ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（カ）前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（２）当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（３）法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。

（４）公募等に公募又は公示された事項に基づき、本公募要領４．（１）において示した提出書類を提出した者であること。

（５）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

（６）前記（５）に該当する者の依頼を受けて応募しようとする者ではないこと。

（７）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

4. 企画提案書に関する事項

(1) 提出書類

- ①企画提案書(様式任意)
- ②企画提案による資料(カタログ等)

(2) 企画提案書に盛り込むべき内容

- ①別紙1-1「清涼飲料水等(自動販売機)の提供委託業務の業者選定評価表」及び仕様書(「7. 設置条件」及び「8. 経費等の負担」)に基づき提案を行うこと。
- ②「自動販売機設置の流れ」のフロー図(設置方法と設置に伴う実施日程などが分かるよう、図面等などを用いて記述すること。
- ③清涼飲料水等の提供する内容が分かる資料を提示すること。
- ④自動販売機1台当たりの年間消費電力量を記述すること。
- ⑤その他、本業務の実施に必要な事項、内容、方法等があれば記述すること。
- ⑥参考見積書(飲料水等の品名と価格の内訳を記述すること。)

(3) 企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

〒891-2396 鹿児島県鹿屋市花里町赤崩

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家総務・管理係

TEL 0994-46-2222

FAX 0994-46-2540

E-mail osumi-kanri@niye.go.jp

(4) 企画提案書の提出方法

- ①用紙サイズをA4判、横書きとし、件名と企画提案者名を記述のうえ5部(本紙1部、写し4部)提出すること。
- ②提出方法は、持参又は郵便(配達記録の残るものに限る。)することとする。
- ③企画提案書を提出する際には、件名、組織の代表者名、連絡担当者の所属、氏名、電話番号を表紙に明記すること。

(5) 企画提案書等の提出期限等

提出期限：令和8年3月2日(月) 17時必着

提出先：上記(3)に示す場所。

(6) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

5. 選定方法等

(1) 選定方法

業者選定委員会において、提出された企画提案書等にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

令和8年3月9日（月）予定にすべての企画提案者に選定結果を通知する。

6. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書等の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

7. スケジュール

(1) 公募開始：令和8年2月10日（火）

(2) 公募締切：令和8年3月2日（月）

(3) 業者決定：令和8年3月9日（月）予定

(4) 契約期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

8. その他

業務実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

(別紙)

【公募要領2 関係】

(1) 自動販売機の設置場所

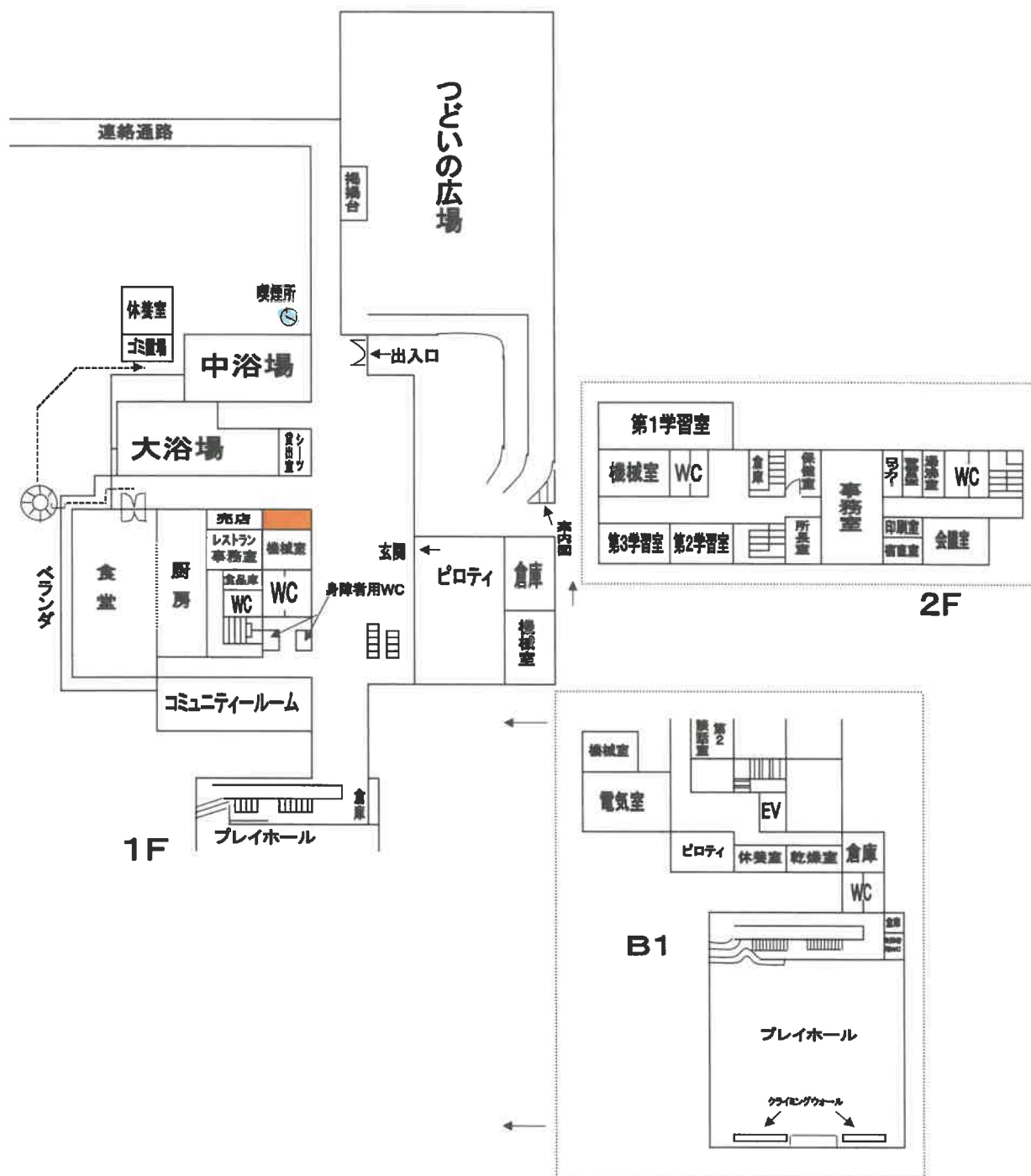
設置区分	設置場所	機種区分
屋内	管理研修棟1階自動販売機コーナー	缶&ペット機

※設置場所は、別紙図面のとおり

(2) 月別利用者数（令和6年度実績）

月	利用者数（延べ）
4月	4,000人
5月	6,200人
6月	2,600人
7月	4,000人
8月	4,800人
9月	2,300人
10月	2,700人
11月	9,300人
12月	1,600人
1月（休館）	0人
2月	3,600人
3月	1,000人
計	42,100人

屋内自動販売機設置場所(管理研修棟1階自動販売機コーナー)



仕 様 書

1. 件 名

国立大隅青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

2. 予定利用者数（年間）

42, 100人（月別数の内訳は別紙のとおり）

3. 販売数量（年間見込）

約7, 900本

4. 現在の機種区分、設置台数及び設置図面

別紙のとおり

5. 履行場所

所在地：鹿児島県鹿屋市花里町赤崩

施設名：独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大隅青少年自然の家

6. 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

ただし、契約期間満了の日の3か月前までに発注者又は受注者から契約期間を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長5年間とする。

7. 設置条件

（1）設置期間

自動販売機の設置期間は、事業委託契約期間とする。

（2）商品について

①清涼飲料水等の選定については、発注者と受注者協議のうえ決めるものとする。

②商品の補充は定期的に行い、欠品にならないように配慮するものとする。

（3）使用済容器等の回収及びリサイクル

①自動販売機に併設して販売商品の容器（缶、びん、ペットボトル等）の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置すること。

②使用済容器等の回収は回収ボックスが溢れることないよう定期的に行い、再資源化に努めるものとする。

③使用済容器等のゴミの最終処理まで責任を持つものとする。

(3) 自動販売機の保守対応

- ①故障等の対応については、受注者が行うものとする。
- ②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記するものとする。
- ③施設の利用者等は、主に青少年を対象としていることから、苦情等の問合せについては、適切、迅速かつ誠意ある対応を行い、トラブルの無いようにするものとする。

(4) 自動販売機について

- ①設置する自動販売機は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号（グリーン購入法））」に定める基準を満たした機械を設置すること。
- ②設置する自動販売機は、設置場所の状況に応じ、JIS規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じ、併せて耐震対策を施すこと。
- ③青少年施設に相応しいデザインや色合いとすること。
- ④災害対応型自動販売機（災害などでライフラインが途絶えた際に、無料で飲料を提供するもの）を最低一台は設置するものとする。

(5) 清涼飲料水等の料金

料金設定については、原則として通常販売価格を上限とする。

(6) 売上金の帰属

自動販売機による売上金は、受注者に帰属するものとする。

(7) 手数料等

- ①清涼飲料水等の販売に当たり、基本手数料及び販売手数料を発注者が指定した口座に納めるものとする。
- ②自動販売機設置等に伴う不動産貸付料は無償とする。
- ③基本手数料については、提案自動販売機全台数の1ヶ月当たりの消費電力量に当施設が算定した電気料金単価を乗じたものに見合った額とする。
- ④販売手数料については、売上に対する料率の提案をするものとする。

(8) 売上報告

受注者は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の10日までに発注者に報告するものとする。

(9) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

受注者は、以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるばし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- ② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみんな認定企業・くるみんな認定企業・プラチナ認定企業）
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

(10) その他

その他必要と思われるものについて、提案するものとする。

8. 経費等の負担

(1) 受注者が負担する費用

- ① 自動販売機の設置、交換、撤去及びメンテナンスに係る費用
- ② 使用済容器等の廃棄物処理費用
- ③ 本運營業務に係る人件費
- ④ その他本運營業務に関して必要な費用

(2) 発注者が負担する費用

- ① 自動販売機を設置する土地及び建物並びに附帯設備の維持管理費
- ② その他設置に必要となるもの

9. その他

- ① 受注者は、契約の終了等により国立大隅青少年自然の家から撤退する場合は、原状回復するものとする。

なお、契約期間中に受注者が新規設置した施設・設備等の所属、処分等の取扱いについては、発注者・受注者間で協議の上決定するものとする。

- ② 受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- ③ この仕様書に定めのない事項、あるいは、その解釈について疑義が生じた事項については、その都度、発注者・受注者間で協議の上定めるものとする。

(別紙)

【「仕様書Ⅱ」関係】

(1) 月別利用者数（令和6年度実績）

月	利用者数（延べ）
4月	4,000人
5月	6,200人
6月	2,600人
7月	4,000人
8月	4,800人
9月	2,300人
10月	2,700人
11月	9,300人
12月	1,600人
1月	0人
2月	3,600人
3月	1,000人
計	42,100人

【「仕様書Ⅲ」関係】

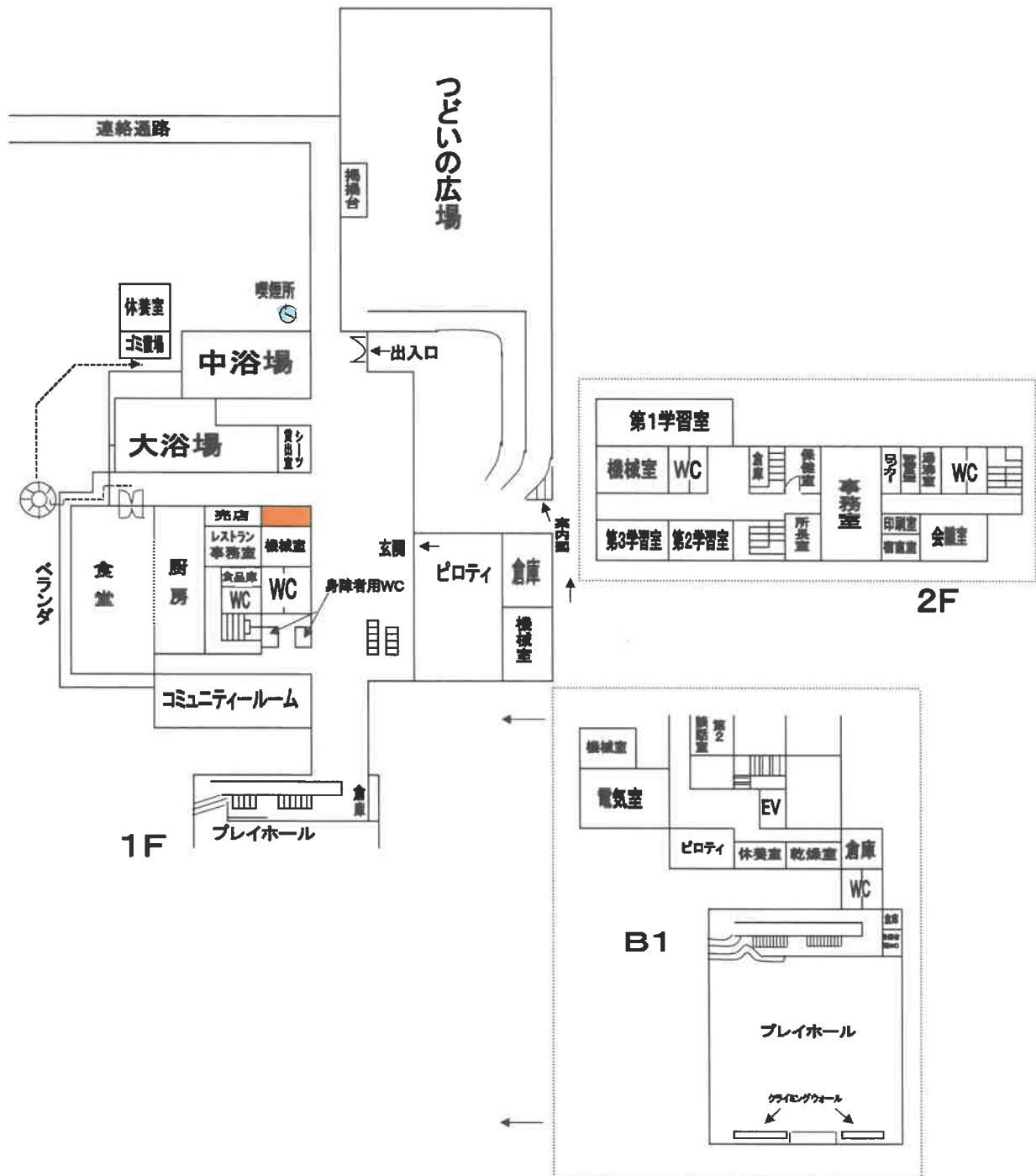
(1) 自動販売機の設置場所

設置 区分	設置場所	機種区分	設置 台数
屋内	管理研修棟1階自動販売機コーナー	缶&ペット機	3台

(2) 自動販売機設置場所

別紙図面のとおり

 屋内自動販売機設置場所(管理研修棟1階自動販売機コーナー)



清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務契約書（案）

件 名 国立大隅青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式
金 額 別紙、自動販売機設置内訳のとおり

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立大隅青少年自然の家所長（以下「発注者」という。）は、株式会社 代表取締役 ○○ ○○（以下「受注者」という。）との間において、上記の件について、上記金額で次の条項によって委託業務を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

（設置条項）

- 第1条 発注者は、発注者の管理する別紙の設置場所に受注者が自動販売機を設置し飲料等の販売を行う業務を委託するものとする。
- 2 自動販売機設置内訳は、発注者・受注者間で協議の上これを書面により変更することができるものとする。

（自動販売機の管理）

- 第2条 受注者は、定期的にルートセールスを派遣して、自動販売機の衛生管理、中身商品の補充等を行うものとする。
- 2 清涼飲料水等の欠品が出た場合には、発注者の申し出により速やかに対応するものとする。

（協力内容）

- 第3条 鹿屋市及び垂水市にて地震・水害等の災害が発生もしくは発生する恐れがある場合において、鹿屋市役所及び垂水市役所に災害対策基本法等、国または地方公共団体が定める法令に基づき災害対策本部が設置された場合、発注者は受注者に対し協力を要請できるものとする。
- 2 受注者は発注者に対し、発注者から要請を受けた時点における、自動販売機の機内在庫商品（以下、本商品という）に限り、無償提供するものとする。
- 3 受注者が本条に基づき本商品を提供するにあたり、発注者に対しフリーバンドキーを貸与する場合、発注者は預り証を発行すると共に、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。なお、発注者がフリーバンドキーを紛失・破損した場合、受注者に対し実費を支払うものとする。
- 4 無料開放で使用了商品については、受注者が負担するものとする。

（協力要請及び実施）

- 第4条 発注者は、本契約に基づき本商品の提供が必要な場合、受注者に対し口頭、電話等により協力要請を行うものとする。ただし、受注者に連絡が取れない場合においては、発注者の判断により本商品が無償提供できるものとする。この場合、発注者は、事後速やかに受注者に報告するものとする。
- 2 自動販売機の機内在庫状況及びライフラインの停止等協力要請時点または要請後の状況次第では、本商品の提供ができないことを、発注者は承諾するものとする。
- 3 災害等による通信障害や自動販売機の予期せぬ故障など、受注者の責に帰することのできない事由によって無償提供ができなかった場合、受注者は一切責任を負わないものとする。

（自動販売機の損壊等）

- 第5条 発注者は、自動販売機の損壊、盗難事故、運転の不円滑、その他異常を発見した時は遅延なくこれを受注者に通知するものとする。
- 2 前項の通知があった場合その他自動販売機に故障ある場合は、受注者は速やかに修理等を行うものとする。

(再委託)

第6条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託（再委託先が委託の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。ただし、業務の主要な部分を除き、その一部を再委託する必要があるときは、あらかじめ発注者にその承認を得るものとする。

2 受注者は、前項ただし書きに定める業務の一部を再委託した場合、当該再委託先の行為は、受注者の行為とみなすものとする。

(契約期間)

第7条 本契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の日の3か月前までに発注者又は受注者から契約期間を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長5年間とする。

(契約の解除)

第8条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができる。ただし、発注者は、契約の解除が適当でないと判断した場合は、受注者と協議の上契約を解除せず違約金を徴収することができる。

- (1) 受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- (4) 受注者が、発注者と現に締結している他の契約について、受注者の責に帰すべき事由により当該契約を解除されたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(6) 前号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(7) 発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

2 受注者は、本契約の有効期間中に商品の販売数量が著しく少ない場合等、本契約を継続することが困難な理由が発生したときには、解除することができる。

3 第1項により契約を解除する場合において、(7)が生じたときは、発注者は受注者に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヵ月前までに受注者に通知し、解除できるものとするが、(1)から(6)については、書面をもって通告することによって解除するものとする。なお、受注者の解除については、1ヶ月前に通知し、発注者・受注者協議の上そ

の承諾を得て、本契約を解除することができる。

(電気料及び不動産貸付料)

第9条 発注者は、受注者に自動販売機設置等に伴う不動産貸付料を無償とする。

2 自動販売機設置及び運転に伴う電気料金は、受注者の負担とする。

(売上金)

第10条 自動販売機による売上金は、受注者に帰属する。

(売上報告)

第11条 受注者は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の10日までに発注者に報告するものとする。

(手数料の振込)

第12条 受注者は、前条の売上金に対し、別紙の手数料率を乗じた額を、手数料として発注者に納めるものとする。

2 受注者は、前項の手数料について、四半期ごとに、四半期毎に取りまとめ、発注者に報告するとともに、発注者が指定する銀行口座へ振込するものとする。

3 前項に係る振込手数料は、受注者が負担するものとする

(手数料の改定)

第13条 清涼飲料水等の販売数量が著しく増減及びその他の事由が生じた場合には、発注者・受注者間で協議の上、手数料を改定することができるものとする。

(契約保証金)

第14条 契約保証金は免除する。

(自動販売機の移動または撤去)

第15条 受注者は、自動販売機の設置場所の移動、または撤去について、発注者から要望がある場合は、速やかに対応するものとし、その費用は、受注者が負担するものとする。

(契約終了時の原状復帰)

第16条 受注者は、本契約が終了したときは、受注者の負担により、速やかに自動販売機を撤去し、発注者が指定する日までに原状に回復するものとする。

(事故等の賠償)

第17条 受注者は、自動販売機に起因する事故等による発注者又は第三者への賠償について、受注者の責任において行うものとする。

2 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

(秘密情報の順守)

第18条 受注者は、この契約に関連して知ることのできた発注者の知識又は情報（個人情報を含む）その他の権利（以下「秘密情報」という。）について次の各号の規定を遵守すること。ただし、発注者からの指示又は承諾がある場合はこの限りではない。

(1) 秘密情報の目的外利用を禁止するとともに、第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは利用させてはならない。

(2) 秘密情報の漏洩等が発生した場合は、被害拡大の防止に万全に期するとともに、直ちに委託者へ報告すること。

(3) 秘密情報を複製等してはならない。

(4) 秘密情報は、契約期間満了後速やかに消去等すること。

(5) 秘密情報に関する関係法令に基づき業務を実施すること。

(6) 前各号に違反した場合は、契約解除するとともに、発注者に生じた損害賠償の責めを負うこと。

2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後においても存続するものとする。

(一般的約定)

第 19 条 この契約の一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則によるほか、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

(協議)

第 20 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度発注者・受注者間で協議の上定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本契約書 2 通を作成し、発注者・受注者は次に記名押印のうえ、各自 1 通保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 鹿児島県鹿屋市花里町赤崩
氏 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立大隅青少年自然の家
所 長 吉 松 純 昭

受注者 住 所
氏 名

【(8) 自動販売機設置内訳 (契約書別紙)】

別紙

自動販売機設置内訳

No.	機種 区分	設置場所	販売価格	販売手数料 (%)	年間消費電力量 (kWh)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※機種区分

(ア)	カップ式コーヒー機
(イ)	カップ式コーヒー&ジュース機
(ウ)	缶&ペット機
(エ)	牛乳等パック機
(オ)	カップめん機
(カ)	小型ビン飲料機
(キ)	ペット専用機
(ク)	アルコール類機
(ケ)	アイスクリーム機
(コ)	パン機